

「第5次熊本県男女共同参画計画(素案)」に関する御意見の概要と県の考え方について

資料4

熊本県男女参画・協働推進課

No	御意見の概要	県の考え方	意見の取扱い
1	<p>計画案全体をとおして、具体的な取組内容が示されていないため、どのように推進していくのかが見えない。各項目に記載された取組の目的、対象、実施内容、数値目標を含めたゴール等を最低限記載していただきたい。</p>	<p>本計画は男女共同参画における本県の基本計画として、目標や施策の方向性を定めるものです。 本計画を踏まえ、各所管部局が具体的な事業等にそれぞれ取り組んでまいります。 なお、それぞれの取組(事業)内容について、計画中には記載していませんが、毎年度発行している「熊本県男女共同参画年次報告書」において、取組内容や進捗状況等を公表しており、第5次計画においても同様に年次報告書において、状況を報告していきます。</p> <p>参考: 令和2年度版 熊本県男女共同参画年次報告書 URL: https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/56/78899.html</p>	<p>補足説明</p>
2	<p>P7 [男女共同参画計画に掲げる指標の実績推移一覧] [成果指標 1 あらゆる分野における女性の活躍推進] [県の審議会等における女性委員の登用率]</p> <p>県と市町村の防災会議の女性委員の割合を30%以上にするという明確な項目や文言を入れる必要があると考える。</p>	<p>県では政策、方針決定の場への女性の参画を拡大することを目的とし、審議会等委員への女性の登用推進を図るため、個々の審議会等の目標は設定しておりますが、本計画ではその審議会等全体の平均値を目標として示しています。このため、個別の審議会等の目標を示すことはしていません。 市町村については、県において個別の審議会等毎の目標は設定していないため、本計画の指標とすることはできない状況です。 地方防災会議については、市町村の首長や指定公共機関の長等の指定があるなど、災害対策基本法で委員構成が決められていることが、女性委員の割合の低さの原因ですが、様々な工夫のもと、女性登用率を伸ばしている事例もあるため、防災担当部局との協議等を通して、登用率が向上するよう取り組んでまいります。</p>	<p>参考</p>
3	<p>P13 [重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大] [現状と課題]</p> <p>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、世界の潮流である「ジェンダー主流化」がうたわれている。SDGsの「目標5:ジェンダー平等を実現しよう」は、他の16のすべての目標達成に欠かせない重要な要素になっているが、このことは、あまり浸透していないように感じる。是非、男女共同参画の推進に欠かせない「ジェンダー主流化」の文言を入れていただきたい。</p>	<p>本文8-9行目及び本文下部の注釈に下記下線部分の表現を追加します。</p> <p>「…各国ではこれに沿って<u>ジェンダー主流化に向けた取組が加速されています。</u>」</p> <p>※<u>ジェンダー主流化とは…あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。</u></p>	<p>反映</p>

4	<p>P18[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>施策の方向(2)「就業や雇用分野における男女共同参画の推進」 ①女性の参画が少ない分野での活躍促進 本文1行目「職場における女性の仕事を事務だけでなく…」という記述について、「事務は女性の仕事」という誤解を招く表現のため訂正のうえ、性別によって職種や業種が偏ることなく、誰もが希望する職種や業種で働くことができる社会を目指した施策を打ち出していきたい。</p>	<p>本文1行目を以下のように修正します。</p> <p>「<u>女性の業務を事務職など限定的にしている職場があることから、営業や企画…</u>」</p> <p>なお、具体的な取組については、第7章資料編P40施策の方向(2)「就業や雇用分野における男女共同参画の推進」における「女性の参画が少ない業種での活躍促進」や、「キャリア教育を通じた女性の多様な分野への進出」、「経営者層の意識改革・採用や公平なチャレンジ機会の付与の促進」等の各項目にお示ししています。</p>	反映
5	<p>P18[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>施策の方向(2)「就業や雇用分野に蹴る男女共同参画の推進」 ③女性の積極的な採用と公平はチャレンジ機会の付与等の促進 本文4～5行目「また、女性に多い非正規雇用者については、正規雇用労働者との不合理な待遇格差の解消を諮ります。」という記述について、待遇格差の解消とともに、非正規雇用者に女性が多い現状を改善するための取組を進めていただきたい。</p>	<p>御指摘の具体的な取組については、第7章資料編P40施策の方向(2)「就業や雇用分野における男女共同参画の推進」における「女性の能力開発の支援」及びP41(3)「仕事と生活の調和(両立)のための多様で柔軟な働き方の支援」における「多様で柔軟な働き方の支援」などの各項目にお示ししています。</p>	補足説明
6	<p>P18[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>施策の方向(2)「就業や雇用分野に蹴る男女共同参画の推進」に、「性的指向・性自認に関わらず誰もが働きやすい職場環境の実現」を追加していただきたい。 性的指向・性自認に関するハラスメントやアウトティングの防止の徹底や、性的指向・性自認に関わらず誰もが働きやすい職場環境整備の支援を明確に打ち出していきたい。</p>	<p>P19⑥「職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実」</p> <p>本計画の当該項目では、男女共同参画社会の実現に向けて、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮して活躍できる環境づくりに取り組むこととしており、御指摘の項目は含まれていることから、原案のとおり記載とします。</p>	補足説明
7	<p>P19[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>施策の方向(2)「就業や雇用分野における男女共同参画の推進」 ⑥職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実</p> <p>職場におけるハラスメント等の防止には、相談体制の充実だけでは不十分である。就業規則での明文化の義務や管理職研修の受講促進などを含めた総合的な取組を求める。</p>	<p>就業規則への明文化の義務化や管理職研修の受講促進等、職場におけるハラスメントの防止につきましては、法令に定められ、国(労働局)等が指導等に取り組むこととされています。国との役割分担等を踏まえ、本県においては防止のための啓発や相談体制の充実を図ることとしています。国や関係機関と連携して、ハラスメント等の防止に取り組んでまいります。</p>	補足説明
8	<p>P20[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>施策の方向(4)「農林水産業における男女共同参画の推進」 ②女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進</p> <p>P21本文1～2行目「新たなマーケティング展開などが求められていることから、消費者感覚や柔軟性に富む女性の力を生かした経営への主体的参画…」という記述について、「消費者感覚や柔軟性に富む女性」というのは決めつけであり、経営への主体的参画や起業化を進める根拠にはならない。「女性とはこういうもの」と画一的に捉えるのは男女共同参画社会の実現や多様性のある社会の実現に逆行するものであるため、この表現は削除していただきたい。</p>	<p>本文1～2行目を以下のように修正します。</p> <p>「<u>新たな…ことから、女性の新しい気づきや視点などを生かした経営への…</u>」</p>	反映
9	<p>P23、P26[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>P23本文9～10行目の表現は、P26本文4～6行目のように「外国人や障がいがある人」と「性的指向や性自認を理由として困難を抱える人」を分けるべき。 「性的指向や性自認を理由として困難を抱える人」こそ、性別に対する表現に気を付けるべきと考える。</p>	<p>P23の本文9～10行目を下記のとおり修正します。</p> <p>「<u>また、障がい者や外国人等が、それぞれが抱える困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、性的指向・性自認を理由として困難を抱える人々が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に困難な状況に置かれることは重大な問題であり、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。</u>」</p>	反映

10	<p>P23[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p><現状と課題>最後尾 「さらに、地震、津波、風水害等…大きな影響を受けることが指摘されています。」と「女性と男性が災害から受ける影響の違いなど…防災・減災及び災害に強い社会の実現にとって重要です。」の間に「避難所等での性被害も起きています。」を入れて頂きたい。</p>	<p>御意見の趣旨については、P27施策の方向(3)-①の本文の1～3行目に記述をしていることから、原案のとおり記載とします。</p>	補足説明
11	<p>P24[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>熊本県は平成29年度に、被害者が再被害に遭わないよう、つまり、加害者に再び加害行為を起させないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、加害者への対応も含めた多面的な被害者支援をモデル的に実施し、そのノウハウを「熊本県DV被害者総合支援ガイドライン」として取りまとめた。このモデル事業及び作成したガイドラインのはじめの趣旨を重視し「加害者への対応も含めた多面的な被害者支援」を行っていく旨をこの基本計画に含めていただきたい。</p> <p>被害者支援の一環としての加害者対策に関する記述が以前は記述されていたが、今回記述されていない。国は、これまで一貫して調査研究として、遅々として取り組みを進めてこなかったが、(国の)第5次計画において、「被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。その際、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行う。」としている。既に2020年度より民間のプログラムの試行実施を開始しており、2021年度は試行実施数を更に増やし、2022年度の本格的な実施に向け動き出している。今後、加害者対策への取り組みが地方自治体においても求められてくることから、本県においても加害者対策について何らかの記述が必要だと考える。</p>	<p>施策の方向(1)-①P24の本文7行目に下記下線部分の表現を追加します。</p> <p>「して生活できるよう、<u>多面的な被害者支援として、加害者への対応も含め、関係機関の連携、情報共有の方法、既存の社会資源等を…</u>」</p>	反映
12	<p>P23、P24[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>施策の方向(1)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、男性の被害もあるため、「女性」ばかりを取り上げるのではなく、「男性」も取り上げるべきではないか。</p>	<p>施策の方向(1)-①P24の本文10行目に続けて下記の表現を追加します。</p> <p><u>「なお、相談及び支援体制の充実に当たっては、男性被害者や性的少数者など多様な被害者への適切な配慮や対応ができるよう取り組みます。」</u></p>	反映
13 (12と一部重複)	<p>P23、P24[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>施策の方向(1)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」 ①「DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進」及び②「性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備」に、性的指向や性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう明記していただきたい。</p>	<p>①については以下のとおり 施策の方向(1)-①P24の本文10行目に続けて下記の表現を追加します。(No12参照)</p> <p><u>「なお、相談及び支援体制の充実に当たっては、男性被害者や性的少数者など多様な被害者への適切な配慮や対応ができるよう取り組みます。」</u></p> <p>②については、「性暴力被害者のためのサポートセンター(ゆあさいどくもと)」や性被害相談電話などにおいては、性別や性的指向・性自認に関わらず全ての被害者を対象に相談・支援を実施しておりますが、よりわかりやすく明記するため、施策の方向(1)-②P24の本文5行目に下記の表現を追加します。</p> <p>「また、<u>全ての性暴力被害者が躊躇せずに被害を相談することで…</u>」</p>	反映

14	<p>P24、33[性暴力と性教育]</p> <p>女性に対するあらゆる暴力、またいかなる性暴力の被害者も加害者も生まない社会づくり、「全ての人々が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを進めるうえで、低年齢から、子どもの発達段階に応じた「人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識を育成するための教育」が必要と考える。性暴力とは性的自己決定を侵害する行為であり、人権に関わる問題である。性暴力の被害者にも加害者にもならないために、低年齢から子どもの発達段階に応じた、人権としての正しい性の知識を養うための教育を推進していただきたい。</p>	<p>本県では、健康福祉部と教育庁が連携し、性の問題は人の在り方、生き方に関わる重要な問題であるとの認識のもと、発達段階に応じた性に関する指導やDV未然防止教育に係る事業を実施しているところであり、本計画を踏まえ、引き続き適切な事業の実施に取り組んでまいります。</p>	補足説明
15	<p>P26[重点目標3 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] 施策の方向(2)「生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援」 ②高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり]</p> <p>ひとり親家庭や貧困などに関する就労支援や生活支援、また暴力被害者に対する保護や支援、妊娠及び育児中の女性への切れ目のない支援など、熊本県が取り組む様々な支援が同じ社会の一員として外国人女性にも行き届くように、やさしい日本語や多言語での情報提供や窓口対応を行うなど支援の多言語化に取り組む旨を計画に含んでいただきたい。</p>	<p>御指摘の多言語化の取組みについては、施策の方向性に基づく具体的な取組みの一つであり、計画本文には記載しておりませんが、第7章資料編の施策一覧に「外国人のための国際相談窓口」と記載しております。</p> <p>なお、本県では、県のホームページを自動翻訳サービスを利用し、英語・中国語・韓国語・フランス語・ベトナム語に翻訳して発信しております。また、「熊本県外国人サポートセンター」において、外国人の方が安心して暮らせるよう、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育など、多言語による生活相談を行っております。こういった情報が外国人の方々に行き届くよう、引き続ききめ細かな情報提供に努めてまいります。</p>	補足説明
16	<p>P26[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] 施策の方向(2)「生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援」 ②高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり]</p> <p>「障がい者や外国人等が、それぞれが抱える困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、性的指向・性自認を理由として困難を抱える人々が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に困難な状況に置かれていることがあります。そのような現状にも留意しながら、様々な困難を抱える人々についての理解の促進や、多様性を尊重する意識の醸成など、あらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。」とあるが、実際にどのように環境づくりをどのように進めていくのか、何も明確にされていない。具体的な計画を示していただきたい。</p>	<p>本計画は男女共同参画における本県の基本計画として、目標や施策の方向性を定めるものです。</p> <p>具体的な取組については、第7章資料編P42に主なものを施策一覧として記載していますが、本計画を踏まえ、各所管部局がそれぞれ具体的な事業等に取り組んでまいります。</p>	補足説明
17	<p>P26[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] 施策の方向(2)「生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援」</p> <p>熊本県は「くまもと医療ナビ」の改善が求められているにもかかわらず対応しておらず、医療情報提供体制が不十分な状況が続いているため、③「ライフステージに応じた健康の包括的な支援」に、「適切な医療情報の提供」として、トランスジェンダーも適切な医療情報を得られるような体制の整備を追加していただきたい。</p>	<p>御指摘の「くまもと医療ナビ」については、医療法に定められた項目について医療機関から県へ提供された情報を掲載しています。御意見の性同一性障害に係る医療情報につきましては、本県において昨年度から任意による調査を実施し、相談や診療を行っている医療機関から回答があった情報を令和3年4月から「くまもと医療ナビ」で提供できるように準備を進めているところですので、今しばらくお待ちください。</p>	補足説明
18	<p>P27[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] 施策の方向(3)「男女共同参画の視点からの防災・復興の推進」 ①「防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進」を、避難所の施設利用やハラスメントの防止、仮設住宅等への同性パートナーとの入居等、性の多様性に配慮した内容にしていきたい。</p> <p>また、補助金・助成金等の支援は世帯単位ではなく個人単位での支給を前提とした整備を行っていただきたい。</p>	<p>災害時には、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人など、配慮を必要とする様々な方々がおられるため、性的少数者のみを特に対象とする記載はありませんが、P27①「防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進」に記載のとおり、「各段階における様々な意思決定過程で女性をはじめとする多様な意見が反映されるよう」基盤づくりを進めることとしています。</p> <p>なお、補助金や助成金の支援に係る制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しの検討を進める」こととされており、その検討結果を踏まえて今後対応してまいります。</p>	補足説明

19	<p>P28[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p><現状と課題> 本文8行目「…それらにとらわれないよう変わること、女性も男性も、…」の表記について、性の多様性に配慮し、「…それらにとらわれないよう変わること、<u>性別に関わらず</u>、…」と変更していただきたい。</p>	御意見のとおり修正	反映
20	<p>P31[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p>施策の方向(3)「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進」 ①「子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実」に、不合理な校則を見直し、多様性を尊重することを追加していただきたい。</p>	<p>校則については、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが大切であり、その意味で校則の内容や必要性について児童生徒と保護者が共通理解をもつようにすることが重要だと考えます。</p> <p>県教育委員会としては、各県立学校に対し、校則の制定や見直し過程において、児童生徒及び保護者を交えた議論の場を設けるよう指導しており、本年度からその状況を把握することとしております。</p> <p>また、市町村立の小中学校等については、設置者である市町村教育委員会と各学校が校則の見直しについて検討するよう、市町村教育委員会に対し働きかけをしているところであります。</p> <p>御意見のあった「不合理な校則を見直し、多様性を尊重すること」の追記については、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりに繋がるものと考えており、「教育の充実」の中に含めて考えております。</p>	補足説明
21	<p>P31[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p>施策の方向(1)「男女共同参画実現に向けた意思啓発の推進」 ②「メディアにおける男女の人権の尊重」に、性自認や性的指向、性別表現に関する不適切な情報発信が行われないよう、メディアにはたらしかけることを明記していただきたい。</p> <p>また、義務教育段階からメディアリテラシー教育を促進するよう対策を行っていただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨については、P31②「メディアにおける男女の人権の尊重」の計画本文の1～4行目に記述に含まれることから、原案のとおり記載とします。</p> <p>義務教育段階からのメディアリテラシー教育については、WebやSNSなどのメディアにおけるモラル教育が必要と考えており、県教委として、学校の啓発用に「ICT活用テーマ別実践ガイド情報安全・モラル教育編」や情報モラル授業動画などを熊本県教育情報システムにて公開しています。</p> <p>また、情報担当指導主事などを学校に派遣し、教員や保護者に対して情報の安全利用等について啓発を行う「情報安全出前講座」を実施しています。</p>	補足説明
22	<p>P32[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p>施策の方向(1)「男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進」 ③「社会制度や慣行の見直し」</p> <p>選択的夫婦別姓の実現へ向けた具体的な取組を熊本県として行うことを明記し、実施していただきたい。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度については、国において制度化することとなりますが、御指摘があった内閣府の平成29年度世論調査において、「婚姻をする以上、夫婦は必ず名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた方の割合が29.3%、「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた方の割合が42.5%、「夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」と答えた方の割合が24.4%となるなど、国民の意見が大きく分かれている問題です。本制度の導入については、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民の意識の動向、司法判断なども踏まえ、しっかりと議論が進められる必要があると考えています。</p>	補足説明
23	<p>P33[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p>施策の方向(3)-①「子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実」</p> <p>本文3行目「人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識を育成するための<u>性教育</u>の充実を図ります。」としていただきたい。</p>	<p>この計画は、「性別にかかわらず誰もがその個性と能力を發揮できる」男女共同参画社会の実現を目指すものです。この項では、そのための意識改革に向けて、性別によって役割を決めてしまう考え方を解消し、一人ひとりの多様な生き方を尊重することなどをねらいとする男女共同参画に関する教育の充実について記載しています。したがって、原案のとおり記載とします。</p>	補足説明

24	<p>重点目標として以下を追加していただきたい。 重点目標「性的少数者への理解促進と支援の充実」 施策(1)熊本県民の性的少数者についての意識や熊本県民の性的少数者の現状調査及びそれに基づく施策の実施 施策(2)パートナーシップ制度の導入 施策(3)性暴力の根絶及びそのための性教育の実施</p> <p>なお、重点目標の追加ができない場合であっても、上記(1)～(3)の各施策については、計画案の該当項目への追加を求める。</p> <p>※施策(3)補足 女性に対するあらゆる暴力、またいかなる性暴力の被害者も加害者も生まない社会づくり、「全ての人々が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを進めるうえで、低年齢から、子どもの発達段階に応じた「人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識を育成するための教育」が必要だと考える。 性暴力とは性的自己決定を侵害する行為であり、人権に関わる問題である。性暴力の被害者にも加害者にもならないために、低年齢から子どもの発達段階に応じた、人権としての正しい性の知識を養うための教育を推進していただきたい。 その際、性的少数者の存在にも配慮し、性自認や性的指向は多様であり、多様な性のあり方が尊重されるべきであること等、性の多様性に関する正しい知識・理解が得られるような教育内容・教育方法にしていただきたい。</p>	<p>この計画は、男女共同参画社会基本法及び熊本県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現をめざすものです。そのため、性別による固定的な役割分担意識など、男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす意識や慣行の撤廃や是正を図るための取組を掲げることとしています。</p> <p>なお、県としては、性的指向・性自認に関する人権について、様々な人権課題の一つとして啓発に取り組むこととしています。</p> <p>男女共同参画教育につきましては、男女共同参画の意識を育成するため、発達段階に応じた教育を実施しています。そのための教材として小・中・高校生を対象とした学習資料の作成及び配布を行い、各学校における活用を図っているところです。(計画P33①「子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実」の本文及び第7章資料編P43の具体的取組を御参照ください。)</p> <p>性教育の実施につきましては、No14を御参照ください。性の多様性に関する正しい知識・理解が得られるような教育内容・教育方法については、学校において、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒について、相談体制の充実を図るとともに、多様性に対する教職員及び幼児児童生徒の理解を深めるよう指導を行っています。</p> <p>また、性に関する指導については、学校全体で共通理解を図りつつ、発達段階を踏まえて性に関する正しい知識を確実に身に付けるように性に関する指導を行っています。</p>	補足説明
25	<p>[重点目標4 推進体制の整備・強化] 施策の方向(1)「県・市町村の推進体制の強化、国との連携」 男女共同参画センターとの連携を強化してほしいと考える。男女共同参画を推進する立場にとって、また、あらゆる人にとって、男女共同参画センターは男女共同参画に関する情報を得る最良の施設であるべきだが、他県のセンターが果たしている機能と比べると、情報発信が極端に少ないと感じている。今回のパブコメ情報にしても多くの県民に周知する機関として発信すべきではないかと思う。男女共同参画センターで実施するイベント等のお知らせだけでなく、国や県、更に国際的な重要な情報を発信する機関として機能してほしい。そのためには男女共同参画担当部局との連携は欠かせないと思う。</p>	<p>男女共同参画センターは、講演会やセミナーの実施、広報誌やホームページ関係業務、男女共同参画推進団体の登録支援に関する業務をはじめ、男女共同参画社会づくりに必要な情報を発信するなど、本県における男女共同参画推進のための重要な拠点施設です。御意見を踏まえ、県民の皆様へのより幅広い情報発信に努めてまいります。</p>	参考